

# 流通業務の総合化及び 効率化の促進に関する法律

事前準備から申請書類作成までのアウトラインをご案内



- 効率的で環境負荷の小さい物流のイメージ
- 総合効率化計画認定のメリット
- 申請書類の作成方法 など



平成18年2月  
農林水産省

# 目次

法律概要図	1ページ
法律のスキーム	2ページ
用語の定義	3ページ
主務大臣	4ページ
総合効率化計画の認定基準	5ページ
総合効率化計画認定のメリット	6ページ
認定までの道のり	7ページ
申請書類の作成方法	8ページ
認定されたら	14ページ
相談及び申請の窓口	15ページ

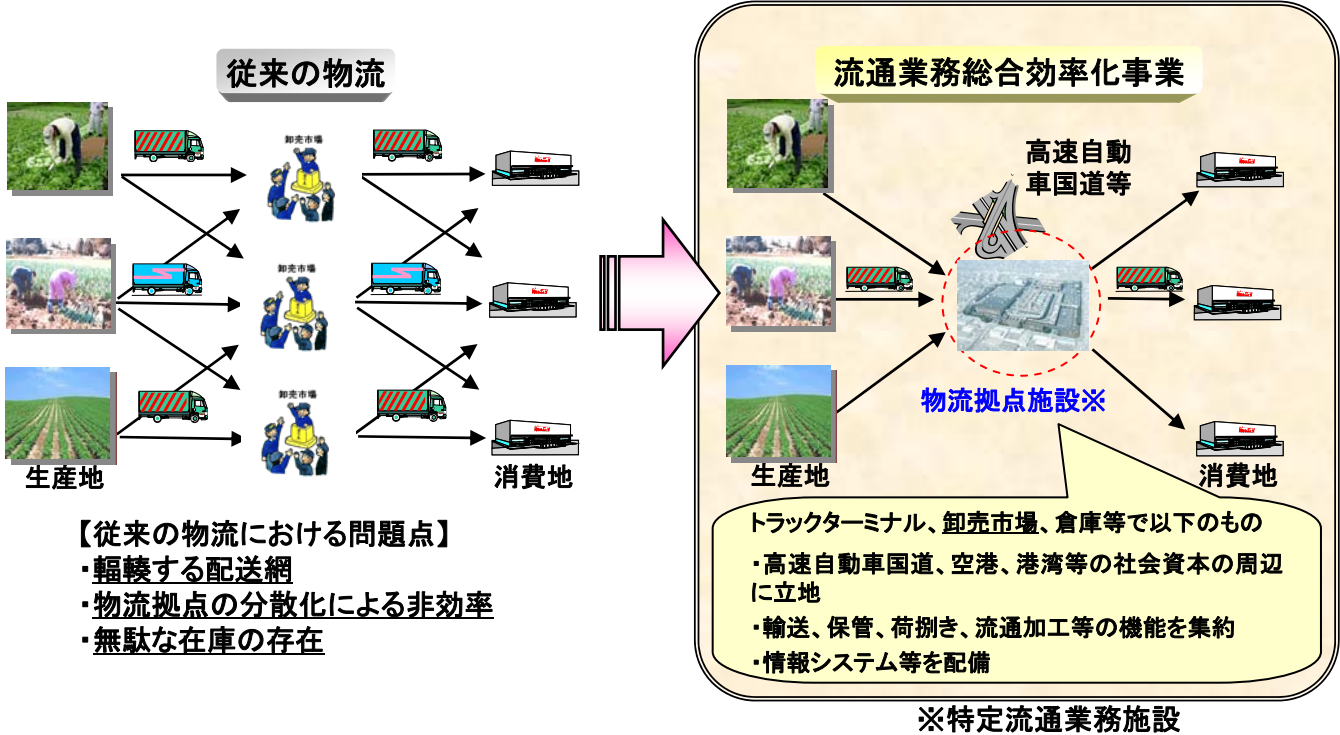
# 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律

効率的で環境負荷の小さい物流の実現が、地球環境対策上も必要



立地上最適な**物流拠点施設**の活用による効率的な流通業務(輸送、保管、流通加工)の実現を支援(農林水産省、経済産業省、国土交通省共管)

## 効率的な流通業務の実現



**効果**

特定流通業務施設を活用した**配送の合理化**  
 情報システム導入等による**在庫管理の適正化**

物流の効率化  
 環境負荷低減

## 主な支援

- 物流関係事業に係る**許可等の特例**
  - ・倉庫運送事業等の許可等を一括で付与。
- 流通業務施設整備等に係る**資金調達**の支援
  - ・中小企業信用保険の拡充。
  - ・食品流通構造改善促進機構による食品業者への債務保証。
- 倉庫建物に係る**税制特例**
  - ・倉庫用建物の償却、固定資産税の特例等

※当省関係では、穀物サイロ、飼料サイロ、水産冷蔵倉庫が含まれる

# 法律のスキーム

## 目的

国際競争力の強化、消費者の需要の高度化及び多様化への対応に加え、環境負荷の低減を図ることの重要性が増大しています。このため、立地上の最適な物流拠点施設の活用による効率的な流通業務の現実を後押しするための総合的な支援を定めたものです。

### 主務大臣による基本方針の策定

- ・ 流通業務の総合化及び効率化の意義
- ・ 流通業務総合効率化事業の内容
- ・ 流通業務総合効率化事業の実施方法
- ・ 流通業務総合効率化事業実施に当たっ  
ての配慮事項  
等を主務大臣が定めます。

施設基準の  
適合の確認

### 総合効率化計画の作成(事業者)

- ・ 流通業務総合効率化事業の目標
- ・ 流通業務総合効率化事業の内容
- ・ 特定流通業務施設の概要
- ・ 流通業務総合効率化事業の実施時期
- ・ 流通業務総合効率化事業の実施に必  
要な資金の額、調達方法  
等の計画を作成して頂きます。

### 総合効率化計画の認定(主務大臣)

- ・ 流通業務総合効率化事業の目標、内容、  
特定流通業務施設の概要及び実施時期  
が基本方針に照らして適切なもの
- ・ 事業の実施時期、必要な資金の額、調達  
方法が実施に当たり適切なもの
- ・ 特定流通業務施設の立地、規模、構造及  
び設備が基準に適合すること  
等の条件に適合する計画を主務大臣が認定  
します。

## 支援措置

事業認可等の一括取得、税制特例や開発認可の特例、  
中小企業等への支援

# 〈用語の定義〉

## 〈用語〉

## 〈定義〉

### 食 品

- ・ 飲食料品（薬事法に規定する医薬品及び医薬部外品以外）
- ・ 加工食品の原材料として使用される農林水産物
- ・ 花き

### 食品生産業者等

- ・ 食品の生産又は販売の事業を行う者
- ・ 食品の生産又は販売の事業を行う者を構成員とする以下の法人  
農業協同組合、農業協同組合連合会、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会、森林組合、森林組合連合会、消費生活協同組合連合会、事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、企業組合、生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合、生活衛生同業組合連合会、協業組合、商工組合及び商工組合連合会
- ・ 卸売市場を開設する者

### 特定流通 業務施設

流通業務施設（トラックターミナル、卸売市場、倉庫又は上屋をいう。）であって、高速自動車国道のインターチェンジ等、鉄道の貨物駅、港湾、漁港、空港その他の物資の流通を結節する機能を有する社会資本等の近傍に立地し、物資の仕分及び搬送の自動化等荷さばきの合理化を図るための設備、物資の受注及び発注の円滑化を図るための情報処理システム並びに流通加工の用に供する設備を有するものをいう。

### 流通業務総合 効率化事業

特定流通業務施設を中核として、輸送、保管、荷さばき及び流通加工を一体的に行うことによる流通業務の総合化を図るとともに、輸送網の集約、配送の共同化その他の輸送の合理化を行うことによる流通業務の効率化を図る事業であって、物資の流通に伴う環境への負荷の低減に資するものをいう。

# 主 務 大 臣

※事業者の業種、特定流通業務施設の種類により主務大臣が異なります。申請される場合の窓口については、主務大臣が農林水産大臣の場合は、特定流通業務施設の所在地を管轄する各地方農政局長（沖縄県は沖縄総合事務局長、北海道は農林水産大臣）となります。（15ページ参照）

なお、複数の主務大臣にあたる場合は、いずれか一つの主務大臣に申請しても構いません。

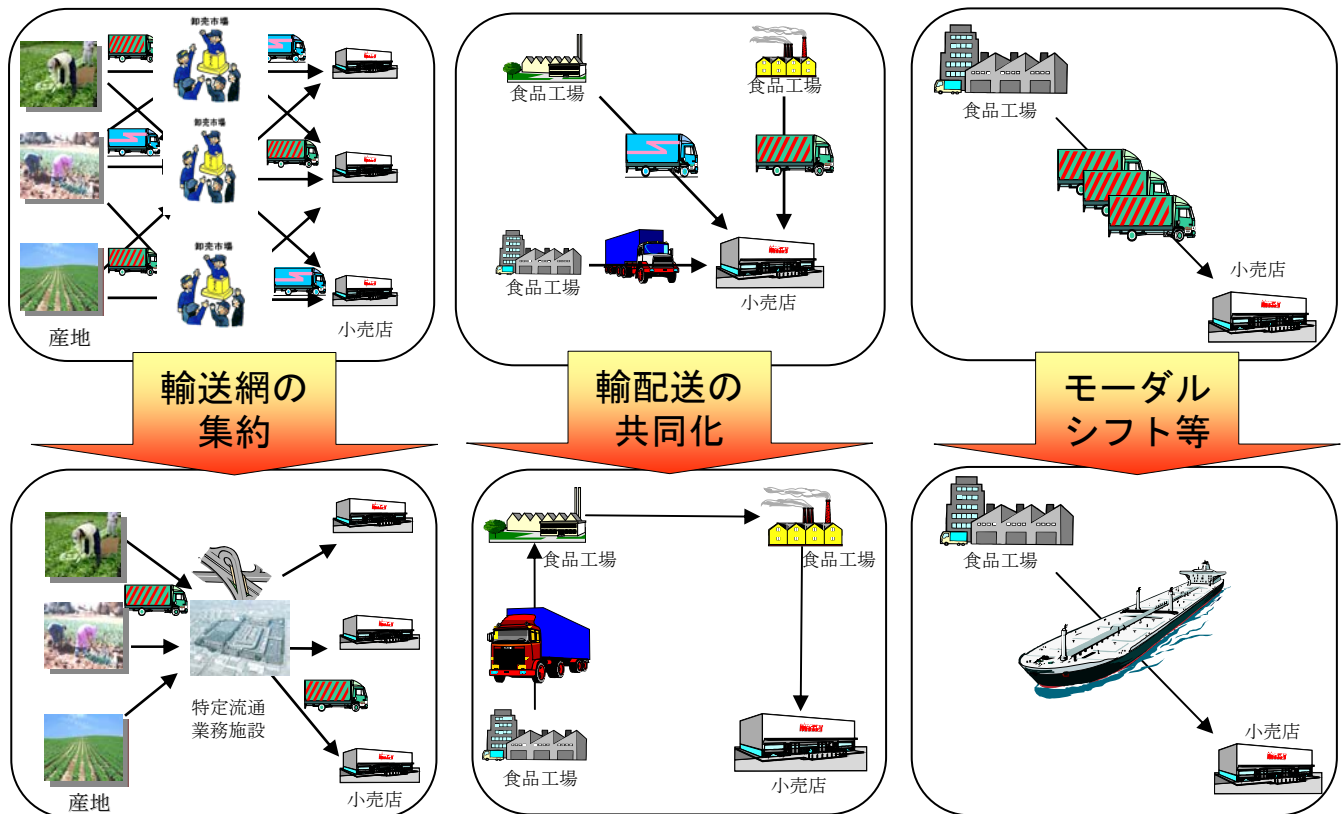
## 計 画 の 認 定

1. 中小企業共同流通業務総合効率化事業（中小企業者が他の事業者との連携又は事業の共同化により実施する流通業務総合効率化事業）
  - ① 貨物流通業者が実施するもの 国土交通大臣及び経済産業大臣
  - ② 食品生産業者等が実施するもの 経済産業大臣及び農林水産大臣
  - ③ ①②以外の者が実施するもの 経済産業大臣
2. 中小企業共同流通業務総合効率化事業以外の流通業務総合効率化事業
  - ① 貨物流通業者が実施するもの 国土交通大臣
  - ② 食品生産業者等が実施するもの（③以外） 農林水産大臣
  - ③ 食品生産業者等が実施するもののうち標準化されたパレットやJANコードを使用する事業 経済産業大臣及び農林水産大臣
  - ④ ①②③以外の者が実施するもの 経済産業大臣
3. 港湾流通拠点地区における流通業務総合効率化事業  
1及び2に定める大臣及び国土交通大臣

## 特定流通業務施設の確認

1. 卸売市場 農林水産大臣
2. 倉庫（倉庫業の用に供するものに限り） 国土交通大臣
3. 中小企業共同流通業務総合効率化事業の用に供するもの（1及び2以外のもの）  
経済産業大臣
4. その他（1, 2及び3以外のもの） 国土交通大臣、経済産業大臣及び農林水産大臣

# 効率的で環境負荷の小さい物流のイメージ



## 総合効率化計画の認定基準

### 1. 基本方針に照らして適切なものであること

基本方針とは、流通業務総合効率化業務の内容と実施方法が規定されているものです。計画がこの基本方針に適合するものであるかを審査いたします。

例えば、

- 輸送・保管・荷捌き・流通加工を総合的に実施するものか
- 輸送網の集約・輸配送の共同化・積載率の向上・モーダルシフト等により効率化を図るものか
- 環境負荷の低減が図られるものか
- 必要な事業法の許可・登録を有しているか又は取得する見込があるか など。

### 2. 流通業務総合効率化事業を確実に遂行できるものであること

- 計画の目標達成に十分な設備等が導入されているか
- 所要資金の調達に十分な見通しがついているか
- 施設整備に係る関連法令の許可等の見通しがついているか など

### 3. 特定流通業務施設の場合、省令で定める基準に適合すること

特定流通業務施設が卸売市場の場合、以下の要件を満たす必要があります。

- 地区要件：高速道路または自動車専用道路のIC、鉄道の貨物駅、港湾、漁港、空港、流通業務団地、工業団地から5km以内
- 設備要件：温度調整が可能な卸売場・保管所、自動化保管装置、データ交換システム、流通加工用設備 など
- 規模要件：取扱品目が青果物の場合は卸売場の面積が990㎡以上、水産物の場合は600㎡以上（産地市場は990㎡以上）、肉類の場合は300㎡以上、花きの場合は600㎡以上

### 4. 土地利用に当たって必要な許認可等の取得

特定流通業務施設を農地や国有林野である土地に整備するときは、土地利用に必要な許認可等の取得など。

# 総合効率化計画認定のメリット ～支援措置について～

## 総合効率化計画の認定を受けたときは・・・

### 物流事業の総合的実施の促進

#### ○事業許可等の一括取得（法8～11条関係）

規則別表のとおり申請することにより、認定と同時に必要な倉庫業・貨物自動車運送事業・貨物利用運送事業の許可・登録等がなされますので、事業開始前にあらためて、許可・登録等の申請をする必要がなくなります。

### 社会資本と連携した物流拠点施設の整備

#### ○物流拠点施設に関する税制特例

法人税・固定資産税等の特例（営業倉庫）を受けることができます。

#### ○港湾法の特例（法12条関係）

特定流通業務施設の整備を行うにあたり、あらためて臨港地区における工事の届出をする必要がなくなります。

#### ○都市計画法等による処分についての配慮（法16条関係）

通常、特定流通業務施設を建設することが困難である市街化調整区域において、開発許可の可能性が広がります。

#### ○工場立地法による事務の実施についての配慮（法17条関係）

生産施設兼流通業務施設となるような特定流通業務施設については、緑地整備面積を正味の生産施設面積に対応したものとすよう配慮がなされます。

### 中小企業者等に対する支援

#### ○中小企業信用保険法の特例（法13条関係）

中小企業信用保険の ①付保限度額の同額別枠化、②普通保険のてん補率の引き上げ、③保険料率の引き下げ の特例を受けることができます。

#### ○中小企業投資育成株式会社法の特例（法14条関係）

投資対象となる株式会社の要件が緩和され、資本の額が3億円を超える株式会社であっても、投資対象となることができます。

#### ○食品流通構造改善促進法の特例（法15条関係）

財団法人食品流通構造改善促進機構の行う債務保証、特定流通業務施設の受託整備等の支援を受けることができます。

#### ○資金の確保（法18条関係）

日本政策投資銀行、中小企業金融公庫、国民生活金融公庫による融資、独立行政法人中小企業基盤整備機構及び都道府県による高度化融資を受けることができます。

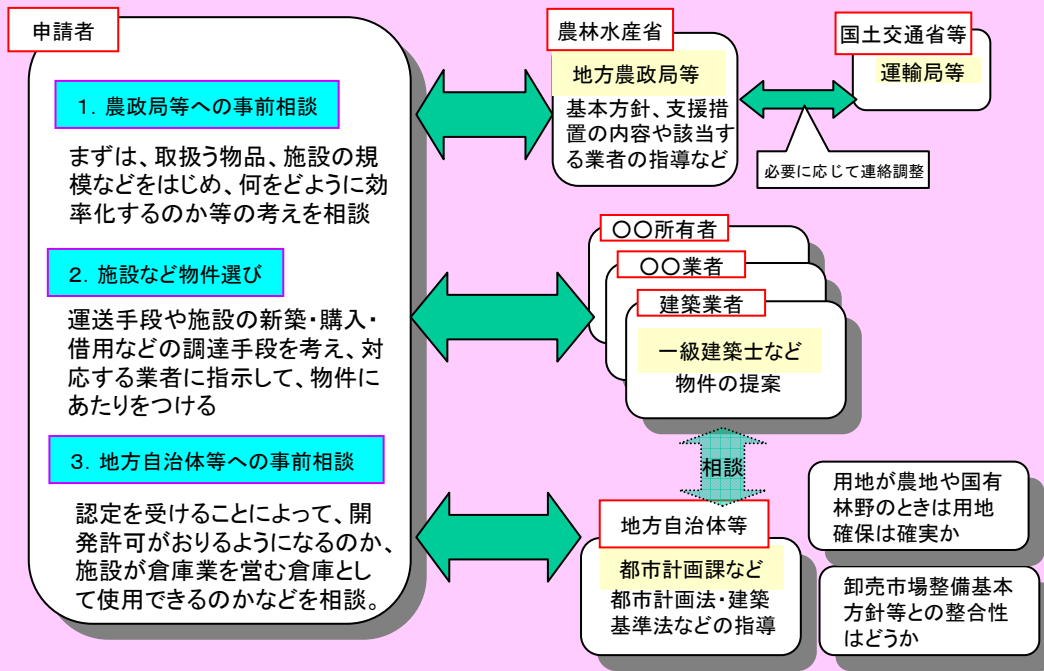
# 認定までの道のり ~特定流通業務施設建設の場合の例~

認定を受けさえすれば、直ちに支援措置を受けられるというものではありません。**建設等着手前に**、このような計画で支援措置が受けられるかを支援措置担当窓口**相談**することが大切です。

## 事前準備



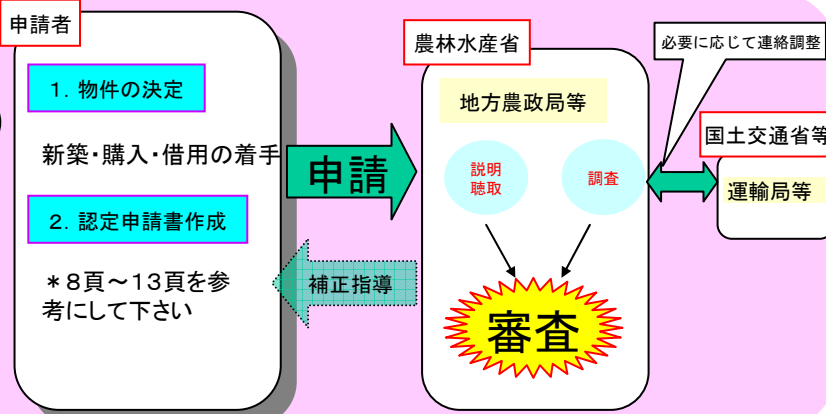
卸売市場開設者



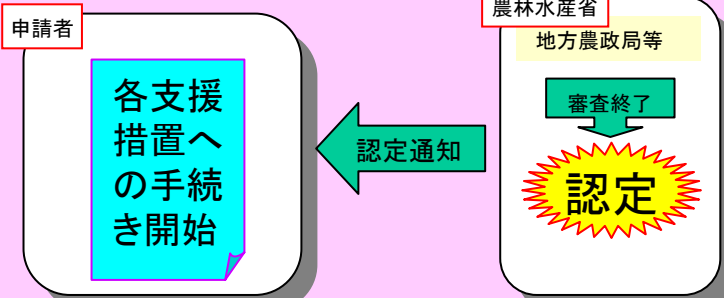
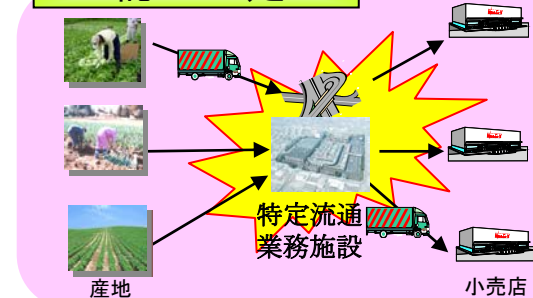
## 請申定認



地方農政局等



## 認定



# 申請書類の作成方法

## 〔記載例〕

(様式例：第1号)

### 総合効率化計画認定申請書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇農政局長 殿

所在地 〇県〇市〇町〇丁目〇番〇号

名称 〇〇卸売株式会社

代表者氏名 代表取締役社長 〇〇 太郎

流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律第4条第1項の規定により、下記の総合効率化計画について認定を受けたいので申請します。

当該計画に係る営業所を記載して下さい。

記

#### 1. 総合効率化事業者の概要

##### (1) 流通業務を総合的かつ効率的に実施する者

事業者名	所在地	代表者名	資本金	従業員数
〇〇卸売株式会社	〇県〇市〇町〇丁目〇番〇号	〇〇太郎	5000万円	150人
営業所の名称	所在地	連絡先		
主たる営業所 江東営業所	〒000-0000 東京都江東区有明〇丁目〇番〇号	電話00-0000-0000 FAX 00-0000-0000		
従たる営業所 千葉営業所	〒000-0000 千葉県成田市成田〇丁目〇番〇号	電話00-0000-0000 FAX 00-0000-0000		
決算期日	3月31日			

##### (2) 特定流通業務施設を整備する者

事業者名	所在地	代表者名	資本金	従業員数
〇△卸売市場株式会社	〇〇県△△市△町〇丁目〇番〇号	〇〇次郎	5億円	300人
主たる営業所の名称	所在地	連絡先		
勝どき営業所	〒000-0000 東京都中央区勝どき〇丁目〇番〇号	電話00-0000-0000 FAX 00-0000-0000		
決算期日	3月31日			

流通業務を総合的かつ効率的に実施する者以外が特定流通業務施設の整備を行う場合に記載して下さい。

何を目標とする計画なのかを具体的に記載して下さい。

## 2. 流通業務総合効率化事業の目標

現在、○△卸売市場の青果物の入荷については、一部の地場農産物を除いて県外の大手△△卸株式会社等からの転送による入荷に頼っており、コスト高、集荷時間のロスが発生しており、非効率な輸送体制となっている。

また、環境負荷低減に向けた取組としてトラック輸送における遠距離的な問題（CO<sub>2</sub>排出量の削減）や配送時間の短縮、また品質管理の向上等が求められている。

今般、新たに○○卸売市場を物流の中核拠点として、○○インターチェンジから3kmの位置に新たに整備し、共同集荷・分荷のシステムの導入及び他の卸売会社と共同集荷を行うとともに、小売店については、共同配送を行い、トラックの積載率の向上、営自転換輸送等も実施し、配送距離の短縮とCO<sub>2</sub>等の排出量の削減を行うこととし、CO<sub>2</sub>排出量を約○○%削減することを目標とする。

## 3. 流通業務総合効率化事業の内容

### (1) 取扱品目

生鮮食料品等（青果物）

### (2) 一体的に行う流通業務の種類

輸送、保管、荷捌き、流通加工

### (3) 倉庫業等の該当の有無及び許可又は登録の有無

事業の種類	該当の有無	許可又は登録の有無	変更認可等の必要の有無
倉庫業	あり	あり	あり
第一種貨物利用運送事業	なし	なし	—
第二種貨物利用運送事業	なし	なし	—
一般貨物自動車運送事業	なし	なし	—
貨物自動車利用運送	なし	なし	—

### (4) 流通業務の処理の内容

#### i) 現行

現在、○△卸売市場においては、電話やファックスでの受発注により青果物（キャベツ、白菜等）の大半について、県外の△△卸売市場等から転送により入荷し、セリで値段を決めている。そして、個々の小売店が、各小売店個々にトラック輸送を行っている。

また、○△卸売市場だけでなく、県内の他の卸売市場も県外の△△卸売会社等からトラックにより、青果物を転送により入荷している。

何をどうするのか、現行と計画を比較して具体的に記載して下さい。

ii) 計画

〇〇卸売株式会社は、県内の市街地に新たに建設する特定流通業務施設（〇〇卸売市場）にインターネットを利用した即時性・双方向性を備えた共同集荷・分荷コンピュータシステムを導入し、系統出荷分等について他の卸売市場と共同集荷を行い、一旦荷を〇〇卸売市場に集めた後、他の卸売市場の青果物について共同配送を実施する。

また、各小売店は、卸売市場から各小売店個々にトラック輸送をしている現状を改め、共同配送を実施することにより輸送の効率化及び環境負荷の低減を図る。

(別紙概略図参照)

特定流通業務施設の整備を行う場合に記載して下さい。

(5) 特定流通業務施設の整備を行う事業の実施スケジュール

	年 月	備 考
建設スケジュール	基本設計平成〇〇年〇〇月 実施設計平成〇〇年〇〇月 土地取得平成〇〇年〇〇月 建築確認平成〇〇年〇〇月 請負事業者決定平成〇〇年〇〇月 着工平成〇〇年〇〇月 完成平成〇〇年〇〇月	自社所有地
土地利用・建設規制に係る許認可スケジュール	農振法区域変更（農振除外）申請 申請平成〇〇年〇〇月 許可平成〇〇年〇〇月 農地法農地転用許可申請 申請平成〇〇年〇〇月 許可平成〇〇年〇〇月 都市計画法附則4項許可申請 申請平成〇〇年〇〇月	総合効率化計画の認定があり次第申請

4. 特定流通業務施設の概要

名 称	〇〇卸売市場	
区 分	卸売市場（令第2条第1号）	
所有者	〇△地方卸売市場株式会社	
所在地	〇〇県△△市△町〇丁目〇番地	
社会資本等との位置関係	〇〇インターチェンジから3.0km	
床面積	卸売場（青果物）	13,000㎡
	流通加工施設	600㎡
	保管所（温度調節機能付き）	200㎡
	冷蔵倉庫	3,000㎡
	合 計	16,800㎡
付設する流通効率化設備等の内容	低温卸売場、自動仕分装置、電動ターレット式構内運搬自動車、データ交換システム	

※設備の仕様については別添参照

5. 認定により適用を希望する支援措置

- ①特定流通業務施設たる営業倉庫に係る税制特例（法人税）
- ②倉庫業法の変更登録
- ③市街化調整区域における開発許可についての配慮

総合効率化計画  
認定のメリット  
を参考に記載  
して下さい。

6. 流通業務総合効率化事業の実施時期

	年	月	備 考
業務処理実施スケジュール (試行、本格稼働)	試	行	平成〇〇年〇〇月
	本 格 稼 働		平成〇〇年〇〇月

7. 流通業務総合効率化事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位：千円)

	自己資金		補助金	公的機関からの借入れ		民間金融機関からの借入れ	合 計
	〇〇卸売 株	〇△卸売 市場株		〇〇公庫	〇 〇		
	土地	0		0	0		
建 物	0	480,000	0	720,000	0	0	1,200,000
設 備	245,000	0	0	0	10,000	0	255,000
運転資金	50,000	0	0	0	0	50,000	100,000
計	295,000	480,000	0	720,000	10,000	50,000	1,555,000

8. 中小企業共同流通業務総合効率化事業又はそれ以外の流通業務総合効率化事業の別

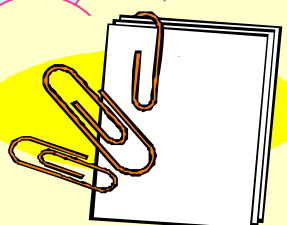
中小企業共同流通業務 総合効率化事業	それ以外の流通業務 総合効率化事業
—	○


9. その他

※申請書には定款や登記事項証明書といった書類の添付が必要です。詳しくは、規則第2条第2項～4項をご覧ください。また、添付書類が整いましたら下記を参考に調製して下さい。

ホチキスや袋綴じにしないで下さい。

A 4 用紙





(添付書類)

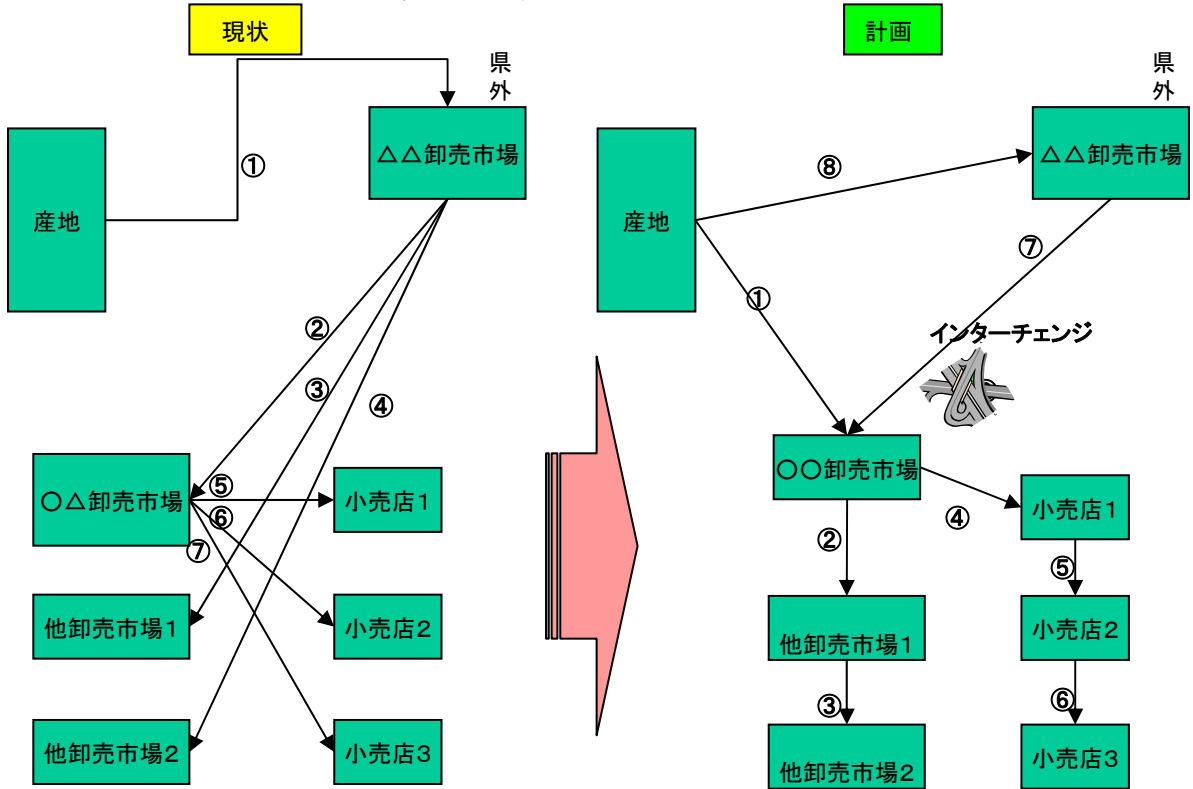
図面等もA4版に折り込んで下さい。

提出部数：申請者控え分(1部)と関係省庁分(最大3部)となっております。

※作成書類は、A4縦、横書き、左綴じとし、図面に関しても、A4版に折り込んでいただくとともに、袋綴じやホチキス留めにはないようお願いいたします。

# 総合効率化計画概略図

別紙



下記の数式は分かりやすくするため、簡略化しております。  
 二酸化炭素排出量の詳細な計算方法は国土交通省ホームページの→活カ→活カ3→グリーン物流パートナーシップ会議  
 →CO2排出量計算が参考になります。

国土交通省作成「平成14年度の統計データ  
 に基づく輸送機関別CO2排出原単位」を  
 採用し算出した例です。

現行	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
	3,000 t × 100 km	1,000 t × 120 km	1,000 t × 130 km	1,000 t × 140 km	400 t × 20 km	300 t × 25 km	300 t × 30 km
	161 × 10 <sup>-6</sup>	161 × 10 <sup>-6</sup>	161 × 10 <sup>-6</sup>	161 × 10 <sup>-6</sup>	161 × 10 <sup>-6</sup>	161 × 10 <sup>-6</sup>	161 × 10 <sup>-6</sup>
	48.30 t-co2	19.32 t-co2	20.93 t-co2	22.54 t-co2	1.29 t-co2	1.21 t-co2	1.45 t-co2

参考 「流通業務総合効率化  
 事業の実施に関する基  
 本的な方針」  
 第二の6  
 環境負荷の評価

CO2排出量計 …①  
 115.04 t-co2

計画	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧
	2,500 t × 40 km	2,000 t × 30 km	1,000 t × 20 km	1,000 t × 30 km	600 t × 30 km	300 t × 30 km	500 t × 120 km	500 t × 100 km
	161 × 10 <sup>-6</sup>	161 × 10 <sup>-6</sup>	161 × 10 <sup>-6</sup>	161 × 10 <sup>-6</sup>	161 × 10 <sup>-6</sup>	161 × 10 <sup>-6</sup>	161 × 10 <sup>-6</sup>	161 × 10 <sup>-6</sup>
	16.10 t-co2	9.66 t-co2	3.22 t-co2	4.83 t-co2	2.90 t-co2	1.45 t-co2	9.66 t-co2	8.05 t-co2

CO2排出量計 …②  
 55.87 t-co2

CO2削減量 …③(①-②)  
 59.17 t-co2

CO2削減率 …(③/①×100)  
 51.4%

## 認定されたら・・・

法令遵守

法21条に基づき、流通業務総合効率化事業の**実施状況について報告**をしていただきます。

また、別途各事業法に基づく規制を受けることとなります。

例えば、

- 倉庫業の場合→施設設備基準等の維持、保管残高等定期報告 など
- 貨物利用運送事業の場合→営業報告、事業実績報告 など
- 貨物自動車運送事業の場合→運行管理者の選任、事業実績等定期報告 など

必要手続

各支援措置への手続を行います。

例えば、

- 倉庫に対する税制の特例を受ける場合  
→各運輸局倉庫担当部署等へご相談下さい。
- 特定流通業務施設に対する融資を受ける場合  
→日本政策投資銀行、中小企業金融公庫、国民生活金融公庫などへご相談下さい。
- 中小企業信用保険の特例を受ける場合  
→各市町村中小企業担当課へご相談下さい。
- 中小企業投資育成株式会社法の特例を受ける場合  
→各投資育成株式会社へご相談下さい。
- 中小企業者の事業協同組合等に対する高度化融資を受ける場合  
→各都道府県中小企業担当課又は独立行政法人中小企業基盤整備機構へご相談下さい。
- 食品流通構造改善促進法の特例を受ける場合  
→財団法人食品流通構造改善促進機構へご相談下さい。
- 物流関係事業法の特例を受ける場合  
→倉庫業：各運輸局倉庫担当部署等  
貨物利用運送事業：国土交通省複合貨物流通課  
貨物自動車運送事業：各運輸局貨物課（沖縄総合事務局は陸上交通課）へご相談下さい。
- 港湾法の特例を受ける場合  
→各港湾管理者へご相談下さい。
- 開発許可についての配慮を受ける場合  
→各都道府県若しくは市の開発許可担当課へご相談下さい。
- 工場立地法の運用に係る配慮を受ける場合  
→各都道府県商工担当課へご相談下さい。

## 相談及び申請の窓口

担当範囲	窓口	住所	電話番号
北海道	農林水産省 総合食料局 流通課	〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1	(代表) 03-3502-8111
青森、岩手、宮城、 秋田、山形、福島	東北農政局 生産経営流通部 食品課	〒980-0014 宮城県仙台市青葉区本町 三丁目3番1号 仙台第一合同庁舎	(代表) 022-263-1111
茨城、栃木、群馬、 埼玉、千葉、東京、 神奈川、山梨、 長野、静岡	関東農政局 生産経営流通部 食品課	〒330-9722 埼玉県さいたま市中央区 新都心2-1 さいたま新都心合同庁舎2号館	(代表) 048-600-0600
新潟、富山、 石川、福井	北陸農政局 生産経営流通部 食品課	〒920-8566 石川県金沢市広坂 2丁目2番60号 金沢広坂合同庁舎	(代表) 076-263-2161
岐阜、 愛知、三重	東海農政局 生産経営流通部 食品課	〒460-8516 愛知県名古屋市中区 三の丸1-2-2	(代表) 052-201-7271
滋賀、京都、大阪、 兵庫、奈良、和歌山	近畿農政局 生産経営流通部 食品課	〒602-8054 京都府京都市 上京区西洞院通下長者町下ル 丁子風呂町 京都農林水産総合庁舎	(代表) 075-451-9161
鳥取、島根、岡山、 広島、山口、徳島、 香川、愛媛、高知	中国四国農政局 生産経営流通部 食品課	〒700-8532 岡山県岡山市下石井1-4-1 岡山第2合同庁舎	(代表) 086-224-4511
福岡、佐賀、長崎、 熊本、大分、宮崎、 鹿児島	九州農政局 生産経営流通部 食品課	〒860-8527 熊本県熊本市二の丸1番2号 熊本合同庁舎	(代表) 096-353-3561
沖縄	沖縄総合事務局 農林水産部 農産園芸課	〒900-8530 沖縄県那覇市前島 2丁目21番7号 カサセン沖縄ビル	(代表) 098-866-0031

本手引きは、あくまでもイメージを掴んでいただくためのものです。  
実際に申請をお考えの場合には最寄の相談窓口へご相談下さい。